

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の

取扱いについて」等の一部改正について

計 105 枚（本紙を除く）

Vol.1058

令和4年3月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）  
FAX：03-3503-2167

老介発0331第2号  
令和4年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿  
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等  
の一部改正について

今般、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」（令和3年7月5日付け老介発070第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」（平成21年1月16日付け老介発第0116001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）の一部を次のとおり改正し、令和4年3月31日から適用することとしたため、内容を御了知の上、その運用に遺漏なきよう期されたい。

記

第1 改正の趣旨

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、

- ・ 介護保険負担限度額認定証については、地域の実情に応じて市町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化するため、通知を改正すること
- ・ 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載については、令和3年度中に省令及び通知を改正し、削除すること

が盛り込まれたところ。

これを受けて、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」及び「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」における記載及び当該通知において定める様式について所要の改正を行う。

第2 改正の内容

1. 介護保険負担限度額認定証の有効期限の設定について

負担限度額認定証の有効期限については、地域の実情に応じて市町村の判断により設定することが可能であるため、その旨を明確化する改正を行う。

2. 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載について

本日付けで健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令

第 56 号。以下「改正省令」という。) が公布された。改正省令においては、介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載を不要とする改正が行われ、同日付けで施行されている。

当該改正を踏まえ、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」の別添様式 1、別添様式 5 及び別添様式 6 を別紙 2 のとおり、「高額医療合算介護サービス費等の支給の運用等について」の別添 1 を別紙 3 のとおり、性別欄を削除する改正を行う。

なお、本通知で定める介護保険負担限度額の認定に係る申請書等については、

- ・ 本通知の適用以後も当分の間は旧様式の発行が可能であること
- ・ 本通知の適用の際、現にある旧様式の用紙については、当分の間は取り繕って使用することが可能であること

を申し添える。

### 3. その他

その他所要の改正を行う。

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（抄）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p data-bbox="651 411 685 435">記</p> <p data-bbox="255 547 300 571">(略)</p> <p data-bbox="255 592 1115 663">(参考資料3)「<u>境界層該当者の取扱いについて</u>」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p> <p data-bbox="255 727 300 751">(略)</p>	<p data-bbox="1547 411 1581 435">記</p> <p data-bbox="1151 547 1196 571">(略)</p> <p data-bbox="1151 592 2011 711">(参考資料3)「<u>境界層該当者の取扱いについて</u>」の一部改正について(通知)」(平成31年3月29日付け社援保発0329第2号平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p> <p data-bbox="1151 727 1196 751">(略)</p>

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添1）  
 【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>1. 利用者負担割合の判定事務</p> <p>I (略)</p> <p>II 事務処理</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負担割合証の作成・交付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合                  第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。<u>なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担割合を適用することとなる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>1. 利用者負担割合の判定事務</p> <p>I (略)</p> <p>II 事務処理</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負担割合証の作成・交付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合                  第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p>

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添2）  
【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p><b>I 事務処理</b></p> <p>第1 定期的な判定</p> <p>(1) 世帯状況・所得状況の把握</p> <p>① (略)</p> <p>② 課税所得の判定</p> <p>当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合（市町村民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円</li> <li>・同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円</li> <li>・同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円</li> </ul> <p>※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。</p> <p>※ <u>また、課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられており、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在にお</u></p>	<p>2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p><b>I 事務処理</b></p> <p>第1 定期的な判定</p> <p>(1) 世帯状況・所得状況の把握</p> <p>① (略)</p> <p>② 課税所得の判定</p> <p>当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合（市町村民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円</li> <li>・同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円</li> <li>・同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円</li> </ul> <p>※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。</p> <p>(新設)</p>

いて世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。

- ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

(2)・(3) (略)

第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

(1)・(2) (略)

(3) 変更後の負担限度額の適用

①～③ (略)

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担限度額を適用することとなる。

第3～第6 (略)

(2)・(3) (略)

第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

(1)・(2) (略)

(3) 変更後の負担限度額の適用

①～③ (略)

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。

第3～第6 (略)

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添3）  
【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I・II（略）</p> <p>III 事務処理</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定期的な判定</p> <p>（1）世帯状況・所得及び資産状況の把握</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 預貯金等の判定</p> <p>本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要な添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めることとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金の原因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。</p> <p>（直近2ヶ月以内に出入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。）</p> <p>※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定の</p>	<p>3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務</p> <p>I・II（略）</p> <p>III 事務処理</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定期的な判定</p> <p>（1）世帯状況・所得及び資産状況の把握</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 預貯金等の判定</p> <p>本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要な添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めることとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金の原因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。</p> <p>（直近2ヶ月以内に出入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。）</p> <p>※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定の</p>



ため初回申請時には求める必要があるが、介護保険施設等に継続入所中の場合であって、預貯金等の額に大きな変動がないと見込まれるときなどについては、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

(略)

## (2) 認定証の交付

(1) により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

ただし、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年7月31日としても差し支えない。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求めるなど不適正受給の発生防止に努めること。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

第3～第6 (略)

ため初回申請時には求める必要があるが、継続入所中の場合、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

(略)

## (2) 認定証の交付

(1) により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

第3～第6 (略)

○介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて（令和3年7月5日老介発0705号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）（別添5）  
【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	改正前
<p>5. 境界層措置の運用</p> <p>I (略)</p> <p>II 境界層措置の適用順序</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、Iの④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2の2第7項第2号及び同条第8項又は施行令第29条の2の2第7項第2号及び同条第8項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>III 具体的な事務処理</p> <p>「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) <u>参考資料3</u>により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、Iの①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>①・② (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>5. 境界層措置の運用</p> <p>I (略)</p> <p>II 境界層措置の適用順序</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、Iの④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2第5項第2号及び同条第6項又は施行令第29条の2第5項第2号及び同条第6項の規定に基づき、より低い上限額(1月につき24,600円又は15,000円)を適用することとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>III 具体的な事務処理</p> <p>「境界層該当者の取り扱いについて」の一部改正について(通知)(平成31年3月29日社援保発0329第2号) <u>参考資料3</u>により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、Iの①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。</p> <p>具体的な事務処理は、以下のとおりである。</p> <p>①・② (略)</p> <p>IV (略)</p>

老介発 0705 第1号  
令和3年7月5日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿  
各区市町村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険制度における利用者負担及び高額介護サービス費等の費用負担等に係る事務処理については、これまで各種通知でお示ししており、その内容を踏まえ、各保険者において御対応いただいているところでございます。

今般、令和3年8月からの制度見直しへの対応に向けて、当該見直し事項に関する留意事項及びこれまでの利用者負担等に係る事務処理の取扱いを別紙1から6にまとめましたので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、管内保険者に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、下記通知は現に申請が行われている場合を除き、令和3年7月31日限りで廃止します。

- ・ 「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成17年9月8日付け老介発0908001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに食費及び居住費の特定負担限度額の特例について」（平成17年9月8日付け老介発0908002号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日付け老介発第0921001号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について」（平成27年3月31日付け老介発0331第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて」（平成27年7月13日付け老介発0713第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）
- ・ 「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その3）」（平成28年5月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）
- ・ 「特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置の周知徹底

について」(平成28年9月2日付け老介発0902第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)

## 記

- (別添1) 1. 利用者負担割合の判定事務
- (別添2) 2. 高額介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添3) 3. 特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務
- (別添様式1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (別添様式2) 同意書
- (別添様式3) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会)
- (別添様式4) 介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(回答)
- (参考資料1) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」の一部改正について(通知)」(令和元年11月13日付け老介発1113第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)
- (参考資料2) 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成27年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)
- (別添4) 4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置
- (別添様式5) 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書(参考)
- (別添5) 5. 境界層措置の運用
- (参考資料3) 「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日付け社援保発0021001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- (別添6) 6. 旧措置入所者に係る手続きについて
- (別添様式6) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

## 主な改正事項

### 第1 高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し

- 高額介護（予防）サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）の現役並み所得者のうち、サービスを受けた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合には、前々年。以下同じ。）の課税所得が380万円以上である第一号被保険者（本人を含む）が同一世帯内にいる者の負担限度額については、令和3年8月1日サービス分より、以下のとおり見直されることとなる。
  - ・ 課税所得380万円以上690万円未満の場合、世帯の負担限度額が93,000円
  - ・ 課税所得690万円以上の場合、世帯の負担限度額が140,100円
- また、医療保険制度の現役並み所得者に係る課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられていることを踏まえ、介護保険制度においても同様の調整措置を設けている。すなわち、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。
  - ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
  - ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

### 第2 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し

#### 1 食費の負担限度額の見直し

##### (1) 施設入所者

現行の第3段階（本人年金収入等80万円超）を保険料の所得段階と合わせて、本人年金収入等80万円超120万円以下（以下「第3段階①」という。）と本人年金収入等120万円超（以下「第3段階②」という。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、本人の負担限度額を1,360円/日とする。

##### (2) （介護予防）短期入所生活介護及び療養介護利用者

(1)と同様、第3段階を2つに区分するとともに、第3段階②について、(1)の金額を踏まえ、本人の負担限度額を1,300円/日とする。

また、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、本人の負担限度額について、第3段階①は1,000円/日、第2段階は600円/日とする。

#### 2 預貯金等の基準の見直し

- 所得段階に応じて預貯金等の基準を設ける（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。
- 第2号被保険者及び旧措置入所者並びに老齢福祉年金受給者は、見直しの対象外としている。
- なお、令和3年8月の判定では、申請時点の預貯金等の額ではなく、申請者本人及び配偶者等に申請日以降の預貯金等の変動要因を聴取し、8月1日時点の預貯金等の見込み額が見直し後の基準を満たしているか確認する必要があることに留意する。

### 第3 留意事項

境界層措置における適用期間について、発行日が属する年度の翌年度の7月まで継続することとしていたが、高額介護サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費の適用期間に合わせて、「認定の発効日の属する月が4月1日～7月31日までの場合には、当該年度の7月末まで」とする。

なお、現に境界層措置の認定が発効されている場合については、従前の例に従い、有効期限は翌年の7月までとして差し支えない。

## 1. 利用者負担割合の判定事務

### I 原則的な要件

#### (1) 合計所得金額による基準

##### ① 一定以上所得者

保険給付の額が費用の100分の80に相当する額（特例居宅介護サービス費等の償還払いの給付については、100分の80に相当する額を基準として市町村が定める額）となる一定以上所得者は、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合には、前々年。以下同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号する合計所得金額（※1）をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※2）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）が160万円以上220万円未満である第一号被保険者とされている。

※1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。見直しの詳細は、「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和2年12月25日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を参照。

※2 具体的には、以下の（1）～（8）となる。

- （1）収容交換等のために土地等を譲渡した場合：最大5,000万円
- （2）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合：最大2,000万円
- （3）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合：最大1,500万円
- （4）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合：最大800万円
- （5）居住用財産を譲渡した場合：3,000万円
- （6）特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合：1,000万円
- （7）令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合：100万円
- （8）上記の（1）～（7）のうち2つ以上の適用を受ける場合：最高限度額 最大5,000万円

##### ② 現役並み所得者

保険給付の額が費用の100分の70に相当する額（特例居宅介護サービス費等の償還払いの給付については、100分の70に相当する額を基準として市町村が定める額）となる現役並み所得者は、サービスを受けた日の属する年の前年の合計所得金額が220万円以上である第一号被保険者とされている。

(2) 公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額による基準

ただし、(1)に該当する場合であっても、本人を含めた同一世帯(住民基本台帳上の世帯が基本。以下同じ。)に属する全ての第一号被保険者のサービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号)及びその他の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を控除した額。以下同じ。)の合計額に応じて、利用者負担割合は以下のとおりとなる。

- ・ 346万円未満(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、280万円未満)である場合、1割負担
  - ・ 346万円以上463万未満(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、280万円以上340万円未満)である場合、2割負担
  - ・ 463万円以上(同一世帯の第一号被保険者が本人のみである場合には、340万円以上)である場合、3割負担
- となる。

(3) その他の考慮要素

(1)及び(2)にかかわらず、以下の場合には1割負担とする。

- ① サービスを受けた日の属する年度(その日の属する月が4月から7月までの場合には、前年度)分の市町村民税が非課税である場合(市町村の条例により免除されている場合を含む。)
- ② 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合。

※ 被保護者に関しては、保護開始月の初日から1割とし、保護廃止の場合は翌月初日から所得に基づく本来の負担割合を適用する。

※ 第二号被保険者については一律に1割負担となる。

※ 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)(以下「施行法」という。)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者については一律に1割負担となる。

## II 事務処理

第一号被保険者の負担割合は、その属する世帯の状況と、本人及び同一世帯に属する他の第一号被保険者の所得の状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

### 第1 定期的な負担割合の判定

第一号被保険者の負担割合の判定は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて行うこととしている。市町村民税に係る所得の金額は、毎年度、前年中の所得に基づいて算定されることから、その算定期間を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に負担割合の判定を行う必要がある。この判定は、市町村が保有する税情報に基づき職権で行う。なお、転入者の負担割合を判



定する際には、転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者の負担割合を判定する際には、現住所地である施設所在市町村に所得を照会することで対応する。

なお、要介護（支援）認定を受けていない第一号被保険者については、必ずしも負担割合の判定は必要ないため、定期的な判定を行う必要はなく、要介護（支援）認定申請があった際に随時判定することとなる。

## （1）世帯状況・所得状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯状況・所得状況を把握し、次の判定を行う。

### ① 第一号被保険者本人の合計所得金額による判定

まず、判定対象となる第一号被保険者本人について、I（1）の合計所得金額を把握する。その額が160万円未満である場合には1割負担とし、160万円以上である場合は②の判定に移る。

### ② 同一世帯の第一号被保険者の「公的年金等の収入金額＋その他の合計所得金額」による判定

本人を含めた同一世帯に属する全ての第一号被保険者のI（2）の公的年金等の収入金額及びその他の合計所得金額の合計額を把握するし、判定を行う。

### ③ その他の考慮要素の確認

判定対象となる第一号被保険者本人について、市町村民税非課税者（市町村の条例により免除されている場合を含む。）でないかどうかを確認し、そうである場合には、①及び②にかかわらず1割負担とする。

また、生活保護法に規定する被保護者及び第2号被保険者である場合には、①及び②にかかわらず1割負担とする。

※ その年に海外から帰国した者については、市町村に課税権がなく、そもそも前年所得がないため、一定以上所得者には該当しないものとする。

※ 市町村民税未申告のため前年所得が不明である者については、判定上は1割とするが、後に所得更正等があり、再判定の結果一定以上所得者に該当することが判明することはあり得る。その場合、過誤調整（後述第3参照）を行う。

## （2）負担割合証の作成・交付

（1）により負担割合の判定を行ったら、判定対象者に対して、負担割合及び有効期限を表記した負担割合証を作成し、郵送や窓口交付等により対象者に

交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。8月1日からのサービス利用に支障が生じないように、交付は同日までに確実に完了しておく必要がある。

※ なお、第二号被保険者は一律に1割負担だが、事業所窓口等で適切に負担割合を確認できるよう、要介護（支援）認定を受けている第二号被保険者に対しても負担割合証を交付する。

※ 第二号被保険者がその年の8月1日から翌年の7月31日までの間に65歳に到達する場合、65歳到達以降は一定以上所得者又は現役並み所得者に該当することがわかっている場合は、負担割合証の負担割合欄を2段にして、年齢到達月までの割合（1割）とその翌月以降の割合（2割又は3割）をあらかじめ併記して交付することも可能である。

### （3）負担割合の適用・確認

サービス利用日ごとに負担割合証に記された負担割合が適用されることとなる。居宅介護（予防）福祉用具購入費及び居宅介護（予防）住宅改修費については、従前より支給を受けようとする場合、保険者に提出する書類には領収書が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で支給を行うこととしていることから、領収書記載日時点における負担割合を適用することが基本となる。ただし、口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合により対応する。（この場合、保険者が国保連合会に送付する償還明細書情報については、サービス提供年月を当該変更前の利用者負担割合の適用年月とする。）

また、事業所の窓口で本人に負担割合証の提示を求めても確認できない場合、居宅介護支援事業者等の介護サービス事業者から個別の被保険者の負担割合に関する問合せがあることが想定される。このような場合には、市町村が定める個人情報保護条例等の個人情報の取扱いに関するルールを遵守したうえで、対応することは差し支えない。ただし、回答する相手が本人の利用する事業所であることを確認した上で回答する必要があるため、例えば電話で問い合わせがあった場合に相手が誰であるかの確認を経ずに回答することは不適切である。

## 第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

負担割合は世帯単位で判定する仕組みではなく、あくまで第一号被保険者個人を単位として判定する仕組みである。一方で、「公的年金等の収入金額+その他の合計所得金額」による基準は、同一世帯の全ての第一号被保険者に係る額を合計して判定するものであることから、第一号被保険者の世帯構成に変更があった場合には、

- ・ 異動のあった第一号被保険者本人
- ・ 異動のあった第一号被保険者が異動前に属していた世帯に属する第一号被保険者
- ・ 異動のあった第一号被保険者が異動後に属する世帯に属する第一号被保険者

について、負担割合が変更になる可能性がある。このため、変更後の世帯構成を基にこれらの者の負担割合を再判定し、その結果負担割合が変更になる場合には、速やかに新たな負担割合の適用及び負担割合証の再交付を行うことが必要となる。

#### (1) 世帯構成の変更の事実の把握

第一号被保険者の転入・転出・転居・死亡・65歳到達等に係る住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、第一号被保険者に係る世帯構成の変更の事実を把握することが重要である。

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、変更後の世帯構成に基づいて I に掲げる所得の状況を把握し、再度負担割合を判定することとなる。この場合、転入者に係る所得状況は転入先市町村の税情報で確認できないことから、転出元市町村に所得照会を行うことにより把握する必要がある。

※ なお、転出元市町村が発行した受給資格証明書の負担割合欄に印字された情報により、転入前の負担割合を確認することができる。この情報も活用して速やかな判定に活かすことが考えられるが、転入後の世帯構成によって負担割合は変わりうるものであり、必ずしも転入前の負担割合を機械的に引き継ぐことはできない。あくまで転入先市町村において世帯状況・所得状況を踏まえつつ自ら判定を行うべきことに留意が必要である。

#### (2) 変更後の負担割合の適用

##### ① 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

ア 転入した第一号被保険者本人について

転入した日から新たな負担割合を適用する。

イ 転入した第一号被保険者を受け入れた世帯に属する第一号被保険者について

転入した第一号被保険者を受け入れた月は、当該月の受け入れ前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、転入を受け入れた日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

ウ 第一号被保険者が転出した世帯に属する第一号被保険者について

イと同様に取り扱う。

② 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

ア 転居した第一号被保険者本人について

転居した月は、当該月の転居前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、転居した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

イ 転居した第一号被保険者を受け入れた世帯に属する第一号被保険者について

①のイと同様に取り扱う。

ウ 第一号被保険者が転居した世帯に属する第一号被保険者について

①のイと同様に取り扱う。

③ 新たに65歳到達により第一号被保険者となる者があった場合

ア 65歳到達した第一号被保険者本人について

65歳到達した日に第二号被保険者としての要介護（支援）認定がある場合、その日の属する月は1割負担とし、判定により2割又は3割負担となる場合には、翌月初日から新たな負担割合を適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、その日の属する月から新たな負担割合を適用する。

65歳到達した日に第二号被保険者としての要介護（支援）認定がない場合、判定により2割又は3割負担となる場合には、その日の属する月から新たな負担割合を適用する。

イ 65歳到達した第一号被保険者と同一世帯に属する他の第一号被保険者について

65歳到達した月は、当該月の従前の負担割合を適用し、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担割合を適用する。

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合、同一世帯に残る他の第一号被保険者について、当該月は従前の負担割合を適用することとし、負担割合に変更が生じる場合には、新たな負担割合を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担割合を適用することとなる。

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α)	A (公的年金 100 万) B (公的年金 350 万)	A B	A	A
	世帯Y (β)			B	B
負担割合	A	1割	1割		1割
	B	2割	2割	3割	3割

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α)	A (公的年金 300 万) B (公的年金 30 万)	A B	A B	A B
	世帯Y (β)	C (公的年金 300 万)	C	C	C
負担割合	A	1割	1割		2割
	B	1割	1割	1割	1割
	C	2割	2割		1割

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (公的年金 100 万) B (公的年金 350 万)	A B	A	A
	世帯Y			B	B
負担割合	A	1割	1割		1割
	B	2割	2割		3割

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (公的年金 350 万) B (公的年金 100 万)	A B	A B	A B
	世帯Y	C (公的年金 300 万)	C	C	C
負担割合	A	2割	2割	2割	3割
	B	1割	1割	1割	1割
	C	2割	2割	2割	2割

### (3) 負担割合証の再交付

負担割合が変更となる第一号被保険者に対しては、(2)に掲げる新たな負担割合と適用開始日を記した負担割合証を再交付する。その際、新たな負担割合の適用開始日前にサービスを利用することもあるため、負担割合欄を2段にして、変更前の割合と変更後の割合を併記することが望ましい。

誤った負担割合に基づく利用者負担の徴収を可能な限り避ける観点から、再判定後速やかに再交付するとともに、既に交付されている負担割合証は速やかな回収に努める。

## 第3 過誤調整

適切に負担割合を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより、世帯構成の変更の事実の把握が遅れ、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担割合を訂正して適用する必要があることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい利用者負担額及び保険給付額となるよう過誤調整を行う。こうした過誤調整により被保険者に対して追加支給する場合、法的には支給申請は不要であり、本人確認ができた場合の窓口での支給や口座振込などを通じ、被保険者に手続に係る負担を課さないよう努める。

なお、過大な給付分の返還を求めた場合、会計上、歳入(雑入)と整理するか歳出(戻入)と整理するかは各保険者において判断して差し支えない。

### (1) 世帯構成の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って負担割合の変更が生じる場合があるが、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことなどが原因でそ

の事実の把握が遅れ、結果として、本来負担割合の切り替えを行うべき時期に切り替えができず、変更前の負担割合で継続的に利用者負担の徴収及び事業所の保険請求が行われるケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再判定・負担割合証の再交付を行うとともに、既に誤った負担割合を基に利用者負担を徴収されている過去のサービス分については、正しい負担割合で計算した利用者負担額との差額を被保険者との間で調整する必要がある。すなわち、本来2割負担であったはずの期間に1割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者から差額を徴収し、本来1割負担であったはずの期間に2割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者に差額を還付することが基本となる。

## (2) 所得更正があった場合

負担割合は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて判定されるが、しばしば修正申告等により、過年度分の所得の金額が修正され、合計所得金額をはじめ判定根拠とした金額が変更されることがある。

これにより負担割合が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再判定・負担割合証の再交付を行うとともに、既に利用者負担を徴収している過去のサービス分についても、変更後の負担割合を基に利用者負担額を算定すべきことになることから、差額を被保険者との間で調整する必要がある。すなわち、本来2割負担であったはずの期間に1割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者から差額を徴収し、本来1割負担であったはずの期間に2割負担でサービスを受けていた場合は保険者が被保険者に差額を還付することが基本となる。

※ 事業者の協力が得られる場合に限り、事業者がレセプトの再請求を行ったうえで利用者負担の差額分を被保険者と調整することも可能であるが、世帯構成の変更が後日判明したことや所得更正については事業者には何ら責任はないことから、本来は保険者と被保険者の間で追加給付や過給分の返還請求を行うべきものと考えられる。

## (3) 遡及期間

(1) の場合、世帯構成の変更に伴う新たな負担割合の本来の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用者負担額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得は年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に徴収された利用者負担額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の利用者負担額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるた

め、

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
  - ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度
- として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、当該利用者負担の支払日の翌日から進行するものとして取り扱う。



## 2. 高額介護（予防）サービス費の支給事務

### I 事務処理

高額介護サービス費の負担限度額については、本人及び同一世帯に属する第一号被保険者の所得状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

#### 第1 定期的な判定

市町村民税に係る所得の金額は、毎年度、前年中の所得に基づいて算定されることから、その算定期間を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に判定を行うこととする。転入者の所得については転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者については現住所地である施設所在市町村に照会することで対応する。なお、控除対象者の把握については、住民票上の世帯情報を把握するため、転出元市町村や施設所在市町村の住民票担当課へ確認することもあると考えられる。

世帯員のいずれも要介護（支援）認定を受けていない世帯については、負担限度額を判定する必要はなく、新たに要介護（支援）認定の申請があった際に随時判定することとなる。

#### (1) 世帯状況・所得状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯・所得状況を把握し、次の判定を行う。

##### ① 市町村民税非課税者等の判定

市町村民税非課税者等に該当するかの判断は、サービス利用があった月ごとに、それぞれの月の初日において当該被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員の同日における課税状況等により行うものとする。

当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が市町村民税非課税である場合、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。

- ・生活保護の被保護者である場合：個人15,000円
- ・15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合：  
世帯15,000円
- ・市町村民税世帯非課税かつ①公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下又は②高齢福祉年金受給者の場合：世帯24,600円  
(個人15,000円)
- ・市町村民税世帯非課税の場合：世帯24,600円
- ・24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合：  
世帯24,600円

##### ② 課税所得の判定

当該被保険者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の中に市町村民税課

税者がいる場合（市町村民税課税世帯である場合）、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し、以下の区分に応じて負担上限額の判定を行う。

- ・ 課税所得380万円未満である者がいる場合：世帯44,400円
- ・ 同380万円以上690万円未満である者がいる場合：世帯93,000円
- ・ 同690万円以上である者がいる場合：世帯140,100円

※ 課税所得とは、具体的には、当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額によるものとし、同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から、同項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額として算定する。

※ また、課税所得の算定には、平成22年度税制改正による年少扶養控除の見直しに対応するための調整措置が設けられており、サービスを受けた月の属する年の前年の12月31日現在において世帯主であって、同日において同一世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の者（控除対象者）がいる場合には、下記の金額を課税所得から控除する。

- ・ 16歳未満の控除対象者の人数×33万円
- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象者の人数×12万円

## （2）適用

（1）による判定後、8月1日以降に利用するサービス分から当該判定に基づく自己負担限度額が適用される。

## （3）新たに要介護（支援）認定の申請があった際の判定

8月の定期判定の時点では世帯内に要介護（支援）者がおらず、その後に新たに要介護（支援）認定の申請があった際の判定も、基本的な流れは（1）及び（2）と同じである。

## 第2 世帯構成の変更に伴う随時の判定

高額介護サービス費の現役並み所得区分は世帯単位で適用する仕組みであるから、第1に掲げる定期的な判定後も、世帯構成に変更があった場合には、当該世帯の負担限度額が変更になる可能性がある。このため、変更後の世帯の状況を踏まえ、負担限度額を速やかに再判定し、所得区分が変わる場合には、新たな負担限度額を適用することが必要となる。

### （1）世帯構成の変更の事実の把握

第一号被保険者の転入・転出・転居・死亡・65歳到達等に係る住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握すること

が必要となる。

世帯構成の変更の事実を把握した場合には、変更後の世帯構成に基づいて再度負担限度額を判定することとなる。この場合、転入者に係る所得状況は転入先市町村の税情報で確認できないことから、転出元市町村に所得照会を行うことにより把握する必要がある。なお、控除対象者の把握については、住民票上の世帯情報を把握するため、転出元市町村の住民票担当課へ確認することもあると考えられる。

## (2) 変更後の状況に基づく判定

変更後の世帯の状況を前提として、第1(1)に基づき、当該世帯に属する全ての第一号被保険者の課税所得額を把握し負担限度額を判定する。

## (3) 変更後の負担限度額の適用

従来から、高額介護サービス費の負担限度額の適用については、サービスの利用月ごとに、それぞれの月の初日における世帯状況及び所得状況により判断する運用とされている。すなわち、世帯構成の変更に伴い自己負担限度額も変更となる場合には、当該世帯構成の変更の事実が生じた月の翌月サービス分から、変更後の自己負担限度額が適用される。

### ① 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合

ア 転入した第一号被保険者が転入先保険者で新たに世帯を形成した場合  
転入した日から、転入先保険者において判定した負担限度額を適用する。

イ 転入した第一号被保険者が転入先保険者で既存の世帯に入った場合  
転入した第一号被保険者を受け入れた月は、当該月の受け入れ前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、転入した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

ウ 第一号被保険者が転出した世帯について  
イと同様に取り扱う。

### ② 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合

ア 転居した第一号被保険者が新たに世帯を形成した場合  
転居した月は、当該月の転居前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、転居した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

イ 転居した第一号被保険者が転居先で既存の世帯に入った場合  
アと同様に取り扱う。

ウ 第一号被保険者が転居した世帯について

①イと同様に取り扱う。

③ 新たに65歳到達により第一号被保険者となる者があった場合

65歳到達した月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。ただし、65歳到達した日が月の初日である場合は、当該月から新たな負担限度額を適用する。

④ 第一号被保険者の死亡等による資格喪失があった場合

同一世帯に属する他の第一号被保険者について、死亡等による資格喪失があった月は、当該月の従前の負担限度額を適用することとし、負担限度額に変更が生じる場合には、新たな負担限度額を翌月初日から適用する。なお、死亡等があった日が月の末日である場合は、死亡等があった日の属する月の翌月初日から新たな負担限度額を適用することとなる。

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合 (ア)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α市)	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y (β市)		B	B	B
負担限度額	A	93,000	93,000	93,000	93,000
	B			24,600	

(参考) 他保険者への転出・他保険者からの転入があった場合 (イ)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X (α市)	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y (β市)		C	B C	B C
負担限度額	A	93,000	93,000	93,000	93,000
	B			140,100	
	C			140,100	

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合 (ア)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y		B	B	B
負担 限度額	A	93,000	93,000		93,000
	B				24,600

(参考) 同一保険者内で他世帯への転居・他世帯からの転居があった場合 (イ)

		8月	9月		10月
			前半	後半	
世帯構成	世帯X	A (380万<課税所得<690万) B (非課税)	A	A	A
	世帯Y		C (690万<課税所得)	B C	B C
負担 限度額	A	93,000	93,000		93,000
	B				140,100
	C	140,100	140,100		

### 第3 境界層措置に係る判定

要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）のうち、所得区分に応じて通常判定される負担上限額よりも低い負担上限額を適用されたならば、保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となる者の判定については、生活保護の保護申請が却下又は生活保護が廃止され、かつ、これらの規定を適用することが必要であると認められたことが前提となるが、その適用については、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って適用されるものとする。

なお、適用期間は、開始された年度の翌年度の7月末日まで（当該認定を行った日の属する月が4月～7月までの場合は、当年度の7月末日まで）継続するものとする。

### 第4 生活保護の開始・廃止に伴う判定

所得や世帯構成の変更における適用と同様の取扱いとし、月の途中において生活保護が開始された場合は、当該月の初日に遡って新たな区分を適用する。

## 第5 過誤調整

適切に負担限度額を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより、世帯構成の変更の事実の把握が遅れ、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担限度額を訂正して適用する必要が生じることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい負担限度額となるよう過誤調整を行う。

### (1) 世帯構成の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って負担限度額の変更が生じる場合があるが、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことなどが原因でその事実の把握が遅れ、結果として、変更前の負担限度額に基づいて高額介護サービス費が支給されているケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再判定を行うとともに、既に変更前の負担限度額を基に支給されている過去分の高額介護サービス費については、変更後の負担限度額に基づいて計算した高額介護サービス費との差額を被保険者との間で調整する必要がある。

たとえば、44,400円と判定されていた世帯に、課税所得380万円以上690万円未満の第一号被保険者が転入していたことが後日判明した場合には、転入月の翌月まで遡及して93,000円を適用し、差額を調整することとなる。

### (2) 所得更正があった場合

負担限度額は、地方税法の規定による市町村民税に係る所得の金額に基づいて判定されるが、しばしば修正申告等により、過年度分の所得の金額が修正され、課税所得をはじめ判定根拠に用いた金額が変更されることがある。

これにより負担限度額が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再判定を行うとともに、既に支給している過去分の高額介護サービス費についても変更後の負担限度額を基に算定すべきことになるから、差額を被保険者との間で調整する必要がある。

例えば、負担限度額の93,000円と判定されていた世帯が、後日生じた所得更正により課税所得380万円を下回った場合には、遡及して44,400円を適用し、差額を調整することとなる。

### (3) 遡及期間

(1) の場合、基本的には、世帯構成の変更に伴う新たな負担限度額の本来

の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。

(2) の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に既に支給された高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間の負担限度額が変更されるため、その期間の高額介護サービス費の額を過誤調整することとなる。)

(1) 及び(2) のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるためサービスを受けた日の属する月の翌月初日から進行するものとして取り扱う。

## 第6 申請手続の負担軽減の取扱い

支給対象となった場合における受給対象者の毎回の申請・受給に係る負担を軽減するため、

- ① 申請書の記載内容の工夫などにより、申請は初回のみで足りるようにする
- ② 申請時に利用者負担額の申告及び領収書の添付を求めない
- ③ 高額介護サービス費の受取りについても、初回申請時に指定した口座に振り込む

など適切に対応されたい。

### 3. 特定入所者介護（予防）サービス費の支給事務

#### I 支給要件

##### 第1 原則的な支給要件

###### (1) 世帯の課税状況

当該被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（※1～3）が、サービスを受けた日の属する年度（その日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）分の市町村民税が非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）であることが必要となる。

負担限度額認定は、毎年8月以降の申請日の属する月の初日に遡って効力を有するものとする。

※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者も含む（(2)において同じ。）。

※2 離婚や婚姻の取消しが成立した場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外となるが、運用上、離婚の調停・訴訟や婚姻の取消訴訟等の手続を開始している場合であって、生活に係る配偶者からの援助が期待しがたいと認められるときは、勘案の対象外として差し支えない（(2)において同じ。）。この場合、調定申立書の写しや訴状の写し等により事実関係を確認する。

※3 ①配偶者が行方不明となった場合、②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合、③その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とする。

その他これらに準ずる場合としては、配偶者が本人の財産を不当に処分するなど、いわゆる経済的虐待に該当する場合や、②とは逆に本人が配偶者に暴力を行っている場合が考えられるが、夫婦間には生活保持義務があると解されていることを踏まえた改正の趣旨を逸脱しない範囲において、個別具体的な事情に基づき判断する（(2)において同じ。）。なお、配偶者からの暴力や虐待があることを保険者が把握した場合には、福祉事務所や、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関との連携、情報提供に努めることが重要である。

###### (2) 預貯金等の状況

(1) とともに、本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額も支給要件に含まれるところ、当該預貯金等の合計額については、配偶者の有無に応じて、以下のとおりとなる。



※ 生活保護受給者は預貯金等の要件がない。

① 配偶者がいない場合

- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者である場合：1000万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入（非課税年金を含む。）及びその他の合計所得金額の合計額（以下「年金収入等」という。）が80万円以下（第2段階）である場合：650万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①）である場合：550万円以下
- ・ 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超（第3段階②）である場合：500万円以下

② 配偶者がいる場合

- ・ 本人の預貯金等の合計額に1,000万円を加算した額以下であること

また、合計すべき預貯金等の範囲は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5第1号において、現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産と定義されている。

	対象か否か	確認方法
預貯金 （普通・定期）	○	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金 （現金）	○	自己申告
負債 （借入金・住宅ローンなど）	○	金銭消費貸借契約書など

生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属 (腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価な価値のあるもの (絵画・骨董品・家財など)	×	—

なお、運用上、負債（借入金、住宅ローン等）がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除する。また、現に特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている者であって、特定の者に対し、精神的な慰謝激励等の目的で給付されている金銭は、預貯金等に含まない。

### （3）非課税年金の勘案

利用者負担段階を判定するにおける年金収入等について、非課税年金収入が含まれているため、年金保険者から市町村（広域連合が通知を受ける場合は、広域連合を含む。以下同じ。）に非課税年金情報を通知する仕組みを構築している。ここでいう年金保険者とは、日本年金機構、国家公務員共済組合（通知業務は国家公務員共済組合連合会が行う。）、地方公務員共済組合（通知業務は地方公務員共済組合連合会が行う。）及び日本私立学校振興・共済事業団を指す。

市町村は、非課税年金情報の通知により非課税年金額を把握し、課税年金収入額＋その他の合計所得金額（以下「課税年金収入等」という。）と合算して判定する。詳細については、Ⅱ非課税年金勘案の事務処理を確認されたい。

なお、旧措置入所者については、非課税年金勘案の対象外としている。

## 第2 市町村民税課税層に対する特例減額措置

市町村民税が課税されている場合でも、一定の要件に該当する場合には、利用者負担第3段階②（年金収入等120万円超）の負担限度額を適用して補足給付を支給する仕組みとなっている。この点、本制度の適用に当たっては、居住用資産以外の資産の状況なども支給要件として勘案する必要があるところ、本制度についても被保険者からの申請が前提となり、保険者側で予め支給要件を満たすかどうかを確認することができないことから、本措置の趣旨・内容について被保険者に対して広く周知することが重要である。詳細は、**4. 市町村民税課税層に対する特例減額措置**（P66）を確認されたい。

## II 非課税年金勘案の事務処理

### 第1 事務処理

#### (1) 年次処理

毎年1回、当該年の前年の非課税年金情報が年金保険者から市町村に送付される処理をいう。年次処理で通知された非課税年金額を課税年金収入額及び合計所得金額と合算し、当該年の8月からの支給判定に際し勘案することとする。

#### ① 通知対象者

当該年の1月1日現在において、国内に居住し、非課税年金（基礎年金・厚生年金・共済年金（旧法年金を含む。）等の障害年金、遺族年金をいう。詳細は、以下の参考又は媒体仕様書中の年金コードを参照。）を受給している40歳以上の年金受給者である。

#### 【参考：対象年金について】

※非課税年金情報用の年金コード。年金振込通知書等に表示される年金コードと異なる場合がある。

	年金コード(※)	媒体仕様書における名称	振込通知書等に出力される年金種別の文言 (例)
1	0500, 0560～69	障害年金(共済)	障害
2	1350～59	障害基礎年金	国民年金 障害基礎 ※障害厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 障害基礎厚生
3	2650～59	障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え分)	国民年金 障害基礎
4	5350～59	障害基礎年金(短期)	国民年金 障害基礎
5	6350～59	障害基礎年金(20歳前)	国民年金 障害基礎
6	2350～59	障害厚生年金	厚生年金 障害厚生 ※障害基礎年金併給の場合、2と同様
7	0620～29	国民年金障害年金	国民年金 障害
8	0330～39	厚生年金保険障害年金	厚生年金 障害
9	0340～49	船員保険障害年金	船員保険年金 障害
10	1300, 1370～79	障害共済年金 障害共済年金(一元化法改正前の共済法の規定) 障害共済年金(一元化法附則第41条第1項の規定) 障害共済年金(一元化法附則第65条第1項の規定) 障害厚生年金(2号厚年) 障害厚生年金(3号厚年) 障害厚生年金(4号厚年)	障害共済

11	1450～59	遺族基礎年金	国民年金 遺族基礎 ※遺族厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 遺族基礎厚生
12	6450～59	遺族基礎年金(短期)	国民年金 遺族基礎
13	2450～59	遺族厚生年金	厚生年金 遺族厚生 ※遺族基礎年金併給の場合、11と 同様
14	0430～39	厚生年金保険遺族年金	厚生年金 遺族
15	0530～39	厚生年金保険寡婦年金	厚生年金 寡婦
16	0930～39	厚生年金保険通算遺族年金	厚生年金 通算遺族
17	0440～49	船員保険遺族年金	船員保険年金 遺族
18	1400, 1470～79	遺族共済年金 遺族共済年金(一元化法改正前の共済法の規定) 遺族共済年金(一元化法附則第41条第1項の規定) 遺族共済年金(一元化法附則第65条第1項の規定) 遺族厚生年金(2号厚年) 遺族厚生年金(3号厚年) 遺族厚生年金(4号厚年)	遺族共済
19	0400, 0460～69	遺族年金(共済)	遺族
20	0900, 0960～69	通算遺族年金(共済)	通算遺族
21	0630～39	厚生年金保険かん夫年金	厚生年金 かん夫
22	0730～39	厚生年金保険遺児年金	厚生年金 遺児
23	1030～39	厚生年金保険特例遺族年金(新法含む)	厚生年金 特例遺族
24	0540～49	船員保険寡婦年金	船員保険年金 寡婦
25	0740～49	船員保険遺児年金	船員保険年金 遺児
26	0940～49	船員保険通算遺族年金	船員保険年金 通算遺族
27	1040～49	船員保険特例遺族年金	船員保険年金 特例遺族
28	0720～29	国民年金母子年金	国民年金 母子
29	0820～29	国民年金準母子年金	国民年金 準母子
30	0920～29	国民年金寡婦年金	国民年金 寡婦
31	1020～29	国民年金遺児年金	国民年金 遺児
32	2750～59	遺族基礎年金(母子福祉年金裁定替え分)	国民年金 遺族基礎
33	2850～59	遺族基礎年金(準母子福祉年金裁定替え分)	国民年金 遺族基礎
34	5950～59	寡婦年金	国民年金 寡婦

※ 年金保険者が、非課税年金情報を送付している市町村については、以下のとおりとなる。

- ・ 特別徴収対象者については、特別徴収対象者の送付先市町村に送付（住所地特例対象者も同様。）することとし、特別徴収対象者以外については、時点の捉え方などについて特別徴収と同様の考え方にに基づき、市町村に送付する。
- ・ ただし、当該年の1月1日に日本国内に住所を有する者に限ってデータ送付することとし、1月2日以降に海外から帰国した者（以下「海外帰国者」という。）は非課税年金データ送付の対象外とする。課税所得については、市町村民税の賦課期日が1月1日である関係上、1月2日以降の海外帰国者は、課税対象外であるため、非課税年金も同様の整理とする。

※ 自己申告の有無と非課税年金情報の有無の関係については、以下のとおりである。

- i) 自己申告で非課税年金「有り」、年金保険者からの非課税年金情報「有り」  
補給給付の利用者負担段階判定に当該非課税年金情報を勘案する。  
ただし、非課税年金を併給している場合には、それぞれの年金が異なる市町村に通知される可能性があることに留意されたい。
- ii) 自己申告で非課税年金「有り」、年金保険者からの非課税年金情報「無し」  
補給給付申請時に非課税年金を受給していると申告した者の非課税年金情報が保険者である市町村に届かない場合が想定されるところ、以下のとおり対応することが考えられる。

#### ii-1) 年金保険者へ居所のみを登録している者である場合

被保険者本人又は家族に対して居所として年金保険者へ登録した住所（例えば、年金保険者からの通知が届く住所）や住民票登録をしている住所の聞き取りを行い、当該住所の市町村の介護保険部局へ照会することとする（照会方法は（3）、照会様式例は別添様式3及び別添様式4参照）。認知症を有する者など被保険者本人からの聞き取りが難しく、かつ、家族などからの聞き取りも望めない場合には、住民基本台帳の情報などから、過去の住所地を検索することとする。保険者である市町村は、法第203条に基づき、当該申告者の非課税年金情報が送付されている市町村に対して当該申告者の非課税年金情報の照会を行うことができる。

なお、年金保険者へ居所のみを登録している者（例えば、A市からB市に住民票を移したが、住民基本台帳と基礎年金番号が連携していないこと及び住所変更手続きを行っていないことにより、A市しか年金保険者へ登録されていない者）については、非課税年金受給者本人による年金保険者へのマイナンバー（個人番号）の登録、住所変更の届出により、登録・届

出以降に作成される通知が、保険者である市町村に送付されることになる。被保険者から問い合わせがあった際は、マイナンバー（個人番号）の登録などの手続きの詳細は、以下の URL を参考としつつ、適宜、各年金保険者の窓口をご案内いただきたい。

- ・日本年金機構「年金を受けている方が住所や年金の受取先金融機関を変えるとき」  
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu20140421-13.html>
- ・国家公務員共済組合連合会「Q 転居したのですが、手続きはどのように行うのですか。」  
[https://www.kkr.or.jp/nenkin/q\\_and\\_a/jukyu/todokede/henkou/faq\\_0129.html](https://www.kkr.or.jp/nenkin/q_and_a/jukyu/todokede/henkou/faq_0129.html)
- ・日本私立学校振興・共済事業団「氏名・受取金融機関・住所の変更」  
<https://www.shigakukyosai.jp/nenkin/tetsuduki/tetsuduki03.html>
- ・地方公務員共済組合連合会→手続きの詳細は各共済組合のHP等で確認してください。  
(各共済組合へのリンク)  
<http://www.chikyoren.or.jp/link/kumiai.html>

#### ii - 2) 普通徴収対象者かつ住所地特例対象者である場合

保険者である市町村へ非課税年金情報が届くようにする方法は現時点では想定されないため、保険者である市町村は、必要に応じて、当該者の非課税年金情報を施設所在市町村に照会すること（照会方法は（3）、照会様式例は別添様式3及び別添様式4参照）。

#### ii - 3) 前年に海外に居住していた者である場合

海外に居住している間の非課税年金情報は通知されないことについて留意されたい。

iii) 自己申告で非課税年金「無し」、年金保険者からの非課税年金情報「有り」  
非課税年金情報を基に判定を行う。非課税年金勘案により利用者負担段階が変更になる場合や申告を故意に行わなかったと認められる場合などは、必要に応じ被保険者へ確認・説明を行うこと。

iv) 自己申告で非課税年金「無し」、年金保険者からの非課税年金情報「無し」  
非課税年金情報はないものとして判定を行う。

## ② 通知経路

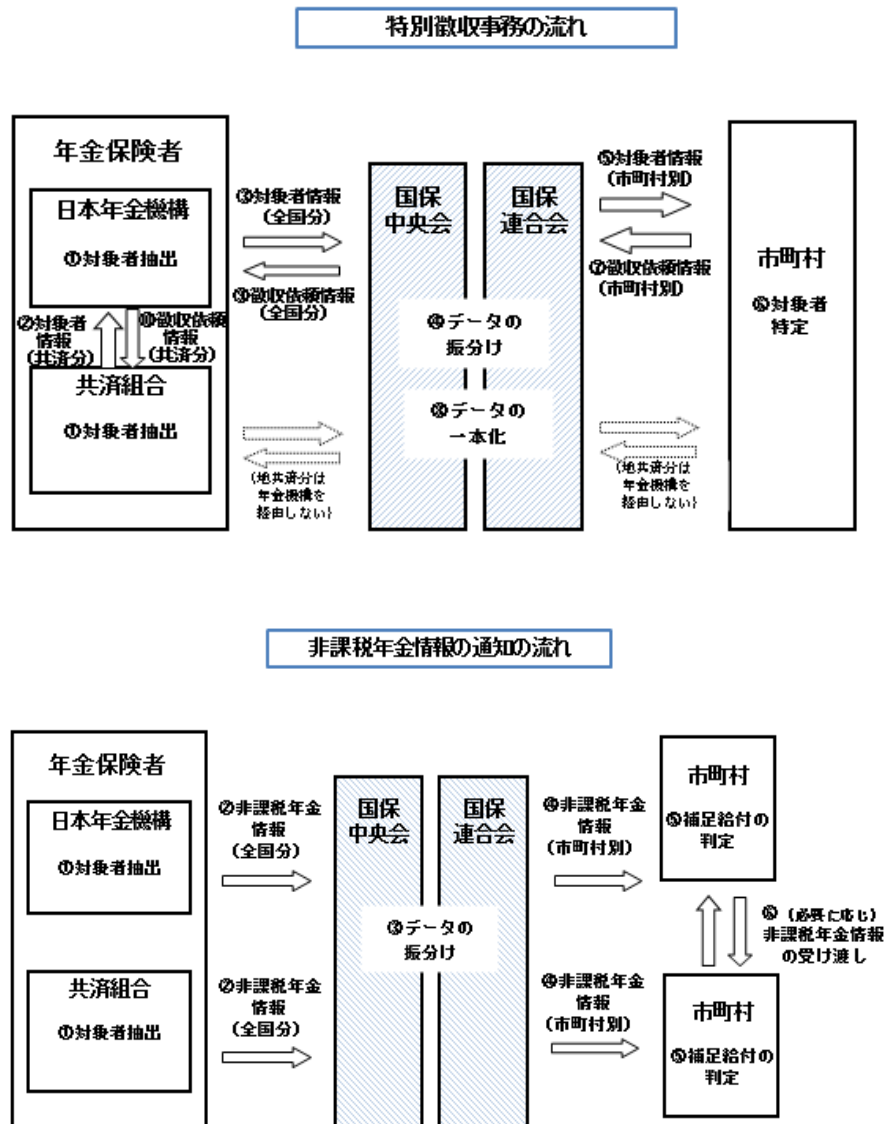
特別徴収対象者の通知経路と同様、年金保険者→経由機関（国民健康保険中央会→各都道府県国民健康保険団体連合会）→市町村の経路で、非課税年金情報を

通知する。

ただし、非課税年金額を勘案する際に、特別徴収のように対象となる年金の優先順位の判定は要しないことから、日本年金機構において共済組合から提供された情報を集約することとはしない。このため、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団については、日本年金機構を経由することなく、それぞれが直接、国民健康保険中央会に通知する。

※ 特別徴収の事務と異なり、非課税年金情報の通知に係る事務については、年金保険者からの情報を受領するのみであるため、例えば、当該市町村の被保険者でない者の非課税年金情報が通知された場合でも、年金保険者及び経由機関に対してや個別に照会することのないよう留意されたい。

【参考：特別徴収と非課税年金情報の通知の流れの違い】



### ③ 通知時期

前年1月1日から12月31日までの間に年金保険者が非課税年金受給者に対して支給した非課税年金（実績）について、非課税年金受給者の住所地の市町村へ当該年の5月31日までに通知される。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となる。

### ④ 通知事項

非課税年金受給者の氏名、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、年金コード、支払年金額、対象年、市町村コード等

※ 市町村コードについては、特別徴収で住所地特例対象者となっている非課税年金受給者に係る補足給付における非課税年金情報の通知においても、同様に住所地の市町村とは異なる市町村へ送信することができるよう年金保険者において設定している。

※ 通知対象者がいない市町村に対しては、該当者がいない旨（0件）の通知が行われる。

## (2) 月次処理

年次処理以降、毎月1回（年12回）、年次処理で通知した非課税年金額に変更があった場合や、遡及して非課税年金額が支給された場合に通知する処理をいう。当該情報を基に、該当者について支給要件の有無を再判定することとする。

### ① 通知対象者

前年以前に遡及して非課税年金が発生し、当該年の1月1日時点で40歳以上の年金受給者及び年次処理又は以前の月次処理において通知した非課税年金額に変更があった年金受給者である。

※ 前年以前に遡及して非課税年金が発生した場合は、年次処理と異なり、当該年の1月1日現在において、国内に居住していた者に限定されないことに留意されたい。月次処理の通知があった補足給付受給者について、年次処理で非課税年金情報が得られていない場合には、当該年の1月1日現在において国内に居住していなかった（課税対象外）可能性があるため、住民基本台帳を照会し、当該年の1月1日に当該市町村（広域連合については、構成市町村をいう。当該市町村に当該年の1月2日以降に異動してきた者については、異動前市町村など）に住民票を有していたか確認し、国内居住者であったことを確認すること。

※ 前年に非課税年金を受給していた者が、年の途中で40歳に到達した場合は、当該年の翌年に行われる年次処理で初めて通知されることとなり、当該年の月次処理においては通知されない。この場合の非課税年金情報につ



いては、本人の自己申告のみにより把握することとなるため、申請を行う本人又は家族から、年金の振込通知書など前年に支給を受けた年金額がわかる書面の提示を求め、判定を行うこととする。

※ 基本は当該年より直近3年間分の情報が届くこととなる。

② 通知経路

年次処理と同様である。

③ 通知時期

非課税年金受給者の住所地の市町村へ毎月10日までに、前月に支給された支給額の改定情報や遡及して支給された額を通知する。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となる。

④ 通知事項

年次処理と同様である。

(3) 非課税年金情報の市町村間の受け渡しについて

① 照会方法

本人が非課税年金を受給していると申告しているにも関わらず、年金保険者から非課税年金情報が保険者市町村（以下「照会元市町村」という。）に届かない場合は、他市町村に当該者の非課税年金情報が通知されている可能性が高い。この場合、住所地特例対象者であれば施設所在市町村に、他市町村から転入してきた被保険者であれば当該市町村に通知されていることが予想されるため、別添様式3でお示しする照会様式例を参考とし、他市町村の介護保険部局宛に非課税年金情報を照会されたい。このとき、照会先の市町村（以下「照会先市町村」という。）における住所を把握している場合には、当該住所を記載することでより正確に非課税年金情報の照会を実施できることから、可能な限り記載することが望ましい。

② 回答方法

照会先市町村は、照会元市町村より提示された氏名（カナ）、生年月日、性別の情報を基に、年金保険者から通知された非課税年金情報の中から当該者の非課税年金情報（基礎年金番号、情報作成年月日（年金保険者から通知される情報に含まれているレコード作成時の年月日（※））、年金種別、年金保険者、支払額（月次処理により変更されている場合は、直近の月次処理により把握した支払額）を検索し、回答すること。検索の際は、生年月日及び性別で検索をかけ、絞り込んだ情報からカナで特定することが望ましい。（カナについては、年金保険者が把握しているものと市町村が把握しているものが、濁点の有無等に

ついて差異がある可能性がある。) また、複数の年金を受給している場合は、全ての種類の年金について回答されたい。

照会先市町村に当該者の情報が通知されていない場合は、照会先市町村（広域連合については、構成市町村をいう。）に転入する前に住所があった市町村を提示するなど、照会先市町村においては照会が引き続き行うことが可能となるよう協力いただきたい。

回答の様式については、別添様式4でお示しする回答様式例を参考とされたい。

※ 支払額は月次処理により遡及して変更される可能性があることから、当該支払額に関する情報がいつ作成されたものであるかについて、照会元市町村が管理する観点から含めているもの。

【参考：年次処理・月次処理のサイクル】

	年金 保険者	→	国保 中央会	→	国保 連合会	→	市町村
年次 処理		5/●		5/●		5/31	
月次 処理		6/●		6/●		7/10	
		7/●		7/●		8/10	
		8/●		8/●		9/10	
		9/●		9/●		10/10	
		10/●		10/●		11/10	
		11/●		11/●		12/10	
		12/●		12/●		1/10	
		1/●		1/●		2/10	
		2/●		2/●		3/10	
		3/●		3/●		4/10	
		4/●		4/●		5/10	
		5/●		5/●		6/10	

※ 日付入り（市町村への到達日）は確定日付。●は毎年関係機関間の調整・取り決めにより決定。

### III 事務処理

補足給付の支給は、その属する世帯の状況と、本人、世帯員及び配偶者の所得・資産の状況に応じて判定されるものであり、具体的には次により判定することとなる。

## 第1 申請時の対応

申請書の収入等に関する申告欄及び受給している非課税年金の種別欄（遺族年金・障害年金の別及び年金保険者の別）を申請者に記入させることにより、毎年申告を求めるものとする。

※ 非課税年金情報が、保険者である市町村に届かない可能性があるため、年次処理・月次処理（Ⅱの第1（1）及び（2）参照。）に加えて、当該申請者の自己申告により市町村システムにおいて非課税年金勘案情報を確認することとする。

※ 非課税年金情報が保険者である市町村に届かず、また、当該申請者からの自己申告がない場合には、システムの利用による非課税年金情報の把握は不可能となることから、被保険者に対して適切に自己申告を求めることが重要であること。また、非課税年金の受給に関する虚偽の自己申告は、法第22条第1項に基づく加算金の対象となり得ることも併せて説明すること。なお、認知症などにより自ら非課税年金の受給状況を認識できず、親族等の助けも望めないと保険者が認めた場合には、そのまま申請を受けても差し支えないこと。

## 第2 定期的な判定

補足給付は市町村民税世帯非課税が支給要件の一つとなっており、市町村民税課税の有無は、毎年度、前年中の所得に基づいて決定されることから、その決定時期を踏まえ、毎年8月1日を基準日として定期的に判定を行う。なお、転入者については転入先市町村が転出元市町村に所得を照会することで対応し、住所地特例対象被保険者については現住所地である施設所在市町村に所得を照会することで対応する。

### （1）世帯状況・所得及び資産状況の把握

保険者は、毎年8月1日現在の世帯状況・所得及び資産の状況を把握し、次の判定を行う。

#### ① 世帯の課税状況の判定

従来どおり、判定対象となる世帯が市町村民税世帯非課税（市町村の条例により免除されている場合を含む。）かどうかを判定する。支給対象者の配偶者が同一世帯に属していなければ②の判定に、同一世帯に属していれば③の判定に移る。

#### ② 配偶者の課税状況の判定

配偶者が同一世帯に属していない場合には、別途配偶者の課税状況を把握する必要があることから、まずは介護保険負担限度額認定申請書において配

偶者の課税状況（市町村民税課税・非課税）の記入を求め、確認する。

この場合、配偶者が他市町村に居住している場合には、自市町村が保有する税情報では配偶者の課税状況を確認できないが、記入された内容が真性なものかどうか、必要に応じて確認する際には、次の方法で配偶者の課税状況を照会することが考えられる。

i) 配偶者の有無及び住所地の確認

介護保険負担限度額認定申請書における配偶者の有無欄、配偶者の氏名・住所等欄の記入内容により、配偶者が住所を有する市町村を把握する。

なお、配偶者が無いと記入された場合に、真に配偶者が無いかどうかを確認する必要があると判断したときは、本人の戸籍による確認が可能である。そのような場合には、本籍地に対して戸籍照会を行うことが考えられる。

本籍地の確認については、

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書に本籍地の記入欄を設ける
- ・ 本籍地の記載された住民票の写しの添付を求める
- ・ 法第203条のほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、住民票の写しの公用請求を行い本人の本籍地を確認するといった方法が考えられ、こうして把握した本籍地に対して戸籍照会を行う（※）。

※ 住民基本台帳法第12条の2第1項（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）には、「法令で定める事務」の遂行のために必要がある場合には住民票の写し等の交付を請求することができる」と規定されている。また、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第2項（戸籍謄本等の交付の請求）には、「法令の定める事務」を遂行するために必要があるときは戸籍謄本等の請求ができる」と規定されている。この点、補足給付の支給要件を定める施行規則第83条の5において、配偶者が非課税であることを要件として規定していることから、この規定に基づき行う支給要件の判定事務は、住民基本台帳法上の「法令で定める事務」又は戸籍法上の「法令の定める事務」に位置付けられる。

また、事実上の婚姻関係にある者も配偶者に含めることとしているが、その場合、事実上の婚姻関係を公的に証する書面はないため、本人の申告内容をもとに判断することとなる。（内縁関係者の続柄を届け出ている場合、住民基本台帳の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で確認できることもある。）

一方で、(1)配偶者が行方不明となった場合、(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの

暴力を受けた場合、(3)その他これらに準ずる場合には、配偶者の課税状況の勘案の対象外とするが、それぞれ次の方法で確認する。

- (1)…本人からの申出を基本とし、警察への行方不明者の届出の写しなど、事実を確認できる方法により把握。
- (2)…住民基本台帳の閲覧禁止措置が講じられていることなど、事実を確認できる方法により把握。
- (3)…本人からの申出を基本とし、例えば経済的虐待の場合は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応を行う市町村、地域包括支援センター等の関係機関に確認するなど、個別の事情に応じた方法により把握。

## ii) 配偶者の課税状況の確認

i) により把握した配偶者が住所を有する市町村に対して、市町村民税課税状況を照会することで確認する。

## ③ 預貯金等の判定

本人及び配偶者の所有する預貯金等の合計額を確認するため、介護保険負担限度額認定申請書に預貯金等の額の記入を求めるとともに、施行規則第83条の6第2項に基づき預金通帳の写し、口座残高が確認できるウェブサイトのコピーなど、記入内容が確認できる書類の添付を求める。あわせて、保険者が金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことについての同意書を必要な添付書類として同項に規定しており、申請書とともに提出を求めるとする。記入する残高及び添付する預金通帳等の写しの記帳の時点としては、高齢者の主たる入金の変動要因である年金の振り込み期間も踏まえ、運用上、原則として申請日の直近2ヶ月以内の期間として取り扱う。(直近2ヶ月以内に入金がないなどの例外的なケースもあり得るため、その場合は2ヶ月以前の直近の記帳の金額で判断することとなる。)

※ 預金通帳の写し等の書類の添付については、適正な支給決定のため初回申請時には求める必要があるが、介護保険施設等に継続入所中の場合であって、預貯金等の額に大きな変動がないと見込まれるときなどについては、申請者の負担に鑑み、必ずしも毎年の添付まで求めなくとも差し支えない。添付の頻度は、適正な判定を行える範囲で、保険者の運用の中で判断して差し支えない。

※ 預金通帳の写し等の添付書類の準備に時間を要したがために申請期限に間に合わなかった場合など、負担限度額認定がサービス利用までに間に合わなかったことがやむを得ないと保険者が認める場合には、施行規則第83条の8に基づき遡って補足給付を支給することが可能である。

また、例えば申請者が独居で認知症などの場合であって、自ら預金通帳

の写し等の用意ができない場合には、他の親族や施設職員による代行申請や、成年後見人による申請が基本となる。なお、認知症などにより自ら預貯金等の残高や通帳の所在を認識できず、親族等の助けも望めないと保険者が認めた場合には、預貯金等が基準に満たないものとして一旦支給決定をしても差し支えない。この場合、預貯金等が基準を上回ることが後日確認されたら、過誤調整により対応することとなるが、不正の意図がない場合には加算金の対象にはならないことに留意する。

保険者は預貯金等の額が真正なものか確認するため、必要に応じて、法第203条に基づき、金融機関に対して預貯金等の額の照会を行うことができる。

金融機関に対する照会については、「金融機関本店等に対する一括照会の実施に係る照会先一覧について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に掲載された金融機関の本店等に一括照会することとしている。その詳細な実施方法については「金融機関本店等に対する一括照会の実施についての一部改正について」（令和元年11月13日老介発1113第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）[参考資料1](#)及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）[参考資料2](#)に定めているので、これらに従って運用する必要がある。なお、本店等一括照会の対象となっていない金融機関に対しては、従来どおり、各支店に個別に照会を行うこととなる。

※ 金融機関に対する照会は、申請に対して全件実施することは想定しておらず、サンプル調査や、申請内容に個別に疑義がある場合などに実施することを想定しているものである。

負債を有する場合には、本人からの自己申告とともに、貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面の写しによりその額を確認し、認定した預貯金等の合計額から控除することとする。なお、個人名義であっても、営む業務に係る負債については、ここでの負債には含まない。また、税金や保険料等の滞納額も、ここでの負債には含まない。

## （2）認定証の交付

（1）により判定を行ったら、支給対象者に対して、負担限度額及び有効期限を記した認定証を作成し、郵送や窓口交付等により交付する。有効期限の始期は8月1日、終期は翌年7月31日となる。

ただし、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年7月31日としても差し支えない。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求

めるなど不適正受給の発生防止に努めること。

なお、判定の結果、要件を満たしていない場合には不支給決定通知書を発行することとなるが、理由が明確に認識できるよう、たとえば、

- ・市町村民税課税世帯であるため
- ・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税であるため
- ・厚生労働省令で定める額を超える資産があるため
- ・特例減額措置の要件に該当しないため

等の理由を記載する。

### 第3 随時の判定

第2に掲げる定期的な判定後も、世帯構成の変更、配偶者の状況の変更、預貯金等の額の変動に伴い、補足給付の支給の可否が変わる可能性がある。このため、変更後の状況を踏まえて再判定し、支給の可否が変わる場合には速やかに所要の措置を講じる必要がある。

なお、補足給付は申請に基づいて負担限度額認定を行い支給する仕組みであるため、状況の変更を受けて支給要件を満たすこととなることを見込まれる場合、申請を受けてから要件の確認・判定を行う。

#### (1) 変更の事実の把握

##### ① 世帯構成の変更

市町村民税世帯非課税か否かは、世帯構成の変更（転入・転出・転居・死亡等）により変わり得るため、住民基本台帳の更新状況の確認などを通じて、随時、世帯構成の変更の事実を把握することが必要となる。

##### ② 配偶者の状況の変更

配偶者の死亡・離婚や、新たに婚姻があったことにより、配偶者の課税状況に係る要件の適合状況は変わり得る。この点、配偶者が同一世帯に属している場合には①の確認で対応できるが、同一世帯に属していない場合には保険者の保有する情報では自動的に把握することが困難と考えられる。したがって、本人からの申出等により配偶者の状況の変更が把握できた場合には、それに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第6参照）で対応することもあり得る。

##### ③ 預貯金等の額の変動

預貯金等の額は日々変動するものであるため、預貯金等の額に係る要件の適合状況は随時変わり得る。この点、保険者が預貯金等の額の変動を自動的に把握することは困難であるから、本人からの申出等により預貯金等の額の変動が把握できた場合にはそれに応じて対応するとともに、把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整（後述第6

参照) で対応することもあり得る。

また、単身者に婚姻があった場合、その時点から配偶者の預貯金等の額を把握して本人の預貯金等の額との合計額がⅠの第1(2)①及び②以下であるかどうかを確認する必要があるため、配偶者の預貯金等の申告及び預金通帳等の写しの添付が必要となる。

#### ④ 65歳到達により第一号被保険者となる場合

補足給付の支給を受けている第二号被保険者が65歳に到達した際は、資産要件が変更となることから新たに判定を行う必要がある。預金通帳の写し等の添付については、Ⅲの第2(1)③の※と同様の考え方とする。

### (2) 変更後の適用

市町村民税世帯非課税か否かを判断する際には、申請日における世帯状況・申請日における課税状況に基づいて判断し、負担限度額認定は申請日の属する月の初日に遡って適用する運用となっている。これを踏まえ、(1)②から④に係る変更後の適用も、同様の考え方で運用する。

すなわち、

- ・ 死亡・離婚等により課税されている配偶者が不在となる場合や、預貯金等の費消により預貯金要件を満たした場合には、その後の申請を受けて、申請日の状況に基づいて判定し、申請日の属する月の初日に遡って負担限度額認定を適用する。
- ・ 婚姻により課税されている配偶者が生じる場合や、預貯金等の入金により預貯金要件を満たさなくなった場合には、当該事実が生じた日の属する月の翌月から補足給付対象外とする。

例1 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯(要件を満たしていた場合は、第3段階②に該当。以下、同じ。)。世帯外に課税されている配偶者がいたが、10月15日に当該配偶者が死亡した場合。

例2 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は500万円を超えていたが、10月15日に500万円以下となった場合。

⇒ 10月15日以降申請が可能であり、同月内に申請があれば、10月1日から補足給付対象。

例3 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。10月15日に配偶者を得て、当該配偶者は課税されていた場合。

例4 本人は施設入所で市町村民税非課税の単独世帯。配偶者はなく預貯金等は500万円以下であったが、10月15日に500万円超となった場合。

⇒ 10月中は補足給付対象で、11月から補足給付対象外。



#### 第4 境界層措置に係る判定

要保護者のうち、所得区分に応じて通常判定される負担上限額よりも低い負担上限額を適用されたならば、保護を必要としない状態となる者の判定については、生活保護の保護申請が却下又は生活保護が廃止され、かつ、これらの規定を適用することが必要であると認められたことが前提となるが、その適用については、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って適用されるものとする。

なお、適用期間は、開始された年度の翌年度の7月末日まで（当該認定を行った日の属する月が4月～7月までの場合には、当年度の7月末まで）継続するものとする。

#### 第5 生活保護の開始・廃止に伴う判定

所得や世帯構成の変更における適用と同様の取扱いとし、月の途中において生活保護が開始された場合は、当該月の初日に遡って新たな区分を適用する。

#### 第6 過誤調整

適切に負担限度額を判定した後であっても、

- ・ 被保険者からの世帯変更の届出が遅れたことなどにより世帯構成の変更の事実の把握が遅れたり、配偶者の状況の変更や預貯金等の額の変動の把握が事後になったりして、随時の再判定が本来適用すべき月に間に合わなかった場合
- ・ 修正申告等により所得更正があり、判定の根拠とした所得の額が遡及して変更された場合

には、既に利用した過去分のサービスに係る負担限度額認定を訂正して適用する必要が生じることがある。この場合、次の考え方を基本に、事後的に正しい負担限度額認定となるよう過誤調整を行う。

##### (1) 世帯状況・所得及び資産状況の変更の事実の把握が遅れた場合

第2に掲げるとおり、世帯構成の変更に伴って市町村民税世帯非課税と課税の間で変更が生じたり、婚姻や配偶者の死亡・離婚、預貯金等の額の変動が生じたりする場合がある。その際、転出入や死亡等に係る本人からの届出が遅れたことや、同一世帯に属しない配偶者の状況や預貯金等の状況を随時に把握できなかったことなどが原因で、結果として、本来負担限度額認定の見直しを行うべき時期に切り替えができていないケースも想定される。

こうした場合、事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。すなわち、本来負担限度額認定の対象外であるはずの期間に補足給付を支給している場合は、保険者が本人から差額を徴収する。また、本来負担限度額認定を受けられる期間に補足給付を支給していない場合には、食費・居住

費の基準費用額を超えない金額を支払っている場合において、施行規則第83条の8の規定により、保険者がやむを得ないと認める場合には差額を本人に支給する。

(2) 所得更正があった場合

所得更正により、世帯員又は配偶者について非課税と課税が変更となる場合、変更の事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行うとともに、既に被保険者が負担していた金額と補足給付の支給額を調整する必要がある。支給額の調整については、(1)と同様とする。

(3) 非課税年金額の改定があった場合

非課税年金額の改定や遡及支給の情報については、年金保険者からの月次処理による通知や本人からの申出等により把握できた場合には、それに応じて対応するとともに、非課税年金額が保険者である市町村に届かない上に自己申告がなく把握できない場合には、翌年の定期的な判定時に把握し、必要に応じて過誤調整で対応することもあり得る。支給額の調整については、(1)と同様とする。

(4) 遡及期間

(1)の場合、本来の負担限度額の適用開始時期にまで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。

(2)及び(3)の場合、所得とは年度を通じて一つの金額に決まるものであるから、所得に基づく定期的な判定の切り替えが行われる8月1日まで遡って、その時点から直近に至るまでの間に生じた差額を過誤調整することとなる。(更に過年度分の所得が更正された場合には、それに応じて、当該所得が判定に用いられる期間に生じた差額を過誤調整することとなる。)

(1)、(2)及び(3)のいずれにしても、遡及は消滅時効の範囲内にとどまるため、

- ・ 法第200条第1項の規定により保険給付を受ける権利は2年の消滅時効が適用され、差額の追加給付は2年間を限度
- ・ 地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権は5年の消滅時効が適用され、差額の徴収は5年間を限度

として遡及変更し得ることとなる。この場合、消滅時効の起算点は権利を行使することができるに至ったときと解されるため、食費・居住費の支払日の翌日から進行するものとして取り扱う。